

Partnerize パートナー規約

発効日: 2024年 5 月 14 日

本規約及び「附則 - パブリッシャー・ガイドライン」(適宜更新)は、Performance Horizon Group 株式会社(会社法人等番号 0100-01-150276)(以下、「Partnerize」という)と貴社(以下、「パートナー」という)との間の合意内容を規定するもの(以下、「本契約」という)であり、貴社が本サービス(以下で定義)、広告主ネットワーク、及び広告主ネットワーク内の各キャンペーンを利用する際に適用されます。サインアップページの「パートナー規約に同意する」のチェックボックスにチェックを入れることで、パートナーは本契約の条件に同意するとともに、次のことを保証及び表明するものとします。

- パートナーが個人の場合は、本契約を締結する能力及び権限を有すること。
- パートナーが法人等の組織体の場合は、本契約が、パートナーの代表者としてかかる契約を締結する権限を有する者によって署名されること。
- 個人情報(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)により個人関連情報についても含まれる場合がある)の取得、利用、移転(国外移転を含む)等に関する本契約の条項(Partnerize のウェブサイト上にあるプライバシーポリシー(<https://partnerize.jp/%E6%B3%95%E7%9A%84/%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%90%E3%82%B7%E3%83%BC%E3%83%9D%E3%83%AA%E3%82%B7%E3%83%BC> に記載される内容を含む))に同意すること。

1. 登録

- 1.1 パートナーが広告ネットワーク上でパートナーになるための申請を行った場合、その承認は当該広告主の裁量に委ねられるものとする。
- 1.2 パートナーがキャンペーンへの参加を希望する場合、パートナーは必要な情報を提供し、プラットフォーム上で記載されているその他の指示に従って申請を行うものとする。
- 1.3 パートナーのキャンペーンへの参加の承認は、当該キャンペーンを運用する広告主の裁量に委ねられる。
- 1.4 広告主がパートナーの参加を承認した場合、パートナーはさらに広告主が当該キャンペーンを対象に適宜定める、キャンペーン利用規約等の具体的かつ合理的な条件に同意するものとする。
- 1.5 キャンペーン利用規約は、パートナーと広告主との間の個別の契約を構成し、Partnerize についての効力は次の各号の通りとする。
 - (a) Partnerize は、キャンペーン利用規約の内容について一切責任を負わない。
 - (b) Partnerize は、書面により別段の合意がなされた場合を除き、キャンペーン利用規約に基づくパートナーと広告主との間のいかなる契約の当事者にもならない。従って、広告主ネットワーク及びキャンペーンについては、Partnerize ではなく、広告主が責任を

負うことをパートナーは確認する。

2. 顧客紹介のトラッキング

2.1 Partnerize は、Partnerize 及び Partnerize の提携会社（広告主を含む）が広告主サイトへの集客等のトランザクション（以下で定義）をトラッキングできるリンクを作成し、これをパートナーに提供するものとする。

2.2 パートナーは、Partnerize の合理的な指示に従い自社サイト内にリンクを実装し、契約期間中、第 17 条 第 4 項 b 号に従ってこれが完全に機能するよう維持し、Partnerize 及び広告主の合理的な指示に従ってその更新を確実に実施しなければならない。

2.3 パートナーがリンクを正しく実装、運用及び維持しない場合、又はこれが遅れた場合、トランザクションが確認されない原因となる可能性があり、確認できないトランザクションに関しては、パートナーに対してコミッションが一切支払われないものとする。

3. 知的財産のライセンス、ブランディング及び権利帰属

3.1 書面により別段の合意がなされた場合を除き、各当事者は本サービスの提供及びパートナーが参加するキャンペーンの運用のみを目的として、その保有する知的財産を使用、複製及び表示するための非独占的、取消可能、サブライセンス可能、ロイヤルティフリーのライセンスを、他方当事者に対し付与するものとする。

3.2 本契約のいずれの規定も、一方当事者から他方当事者に対し、知的財産に関する一切の権利について利益又は権利を譲渡する効果を有しないものとする。

4. コミッション

4.1 パートナーがサイト内にリンクを実装する対価として、Partnerize は、承認済みトランザクションに対してコミッションを支払うものとする。

4.2 第 5 条に規定する以外の支払条件及びコミッションの水準等を含めた各キャンペーンのコミッションに適用される条件は、各広告主が定めることをパートナーは確認する。

5. 支払い

5.1 Partnerize は、次の二つの条件が充足されてから 1 営業日（イギリスの平日を基準とする）以内に、第 5 条第 3 項の条件に従ってコミッション用の資金をパートナーが利用可能な状態にするものとする。

(a) Partnerize が決済可能な状態で広告主から資金を受け取ったこと。

(b) Partnerize が、当該コミッションの支払いに当該資金を使用するよう広告主から指示を受けていること。

5.2 Partnerize が広告主から対応する資金及び支払指示を受けていない限り、パートナーは コミッションについて Partnerize に対する請求が出来ないものとする。

5.3 パートナーが、該当する全ての広告業者から、下記の最低限度の支払金に関する閾値（すなわち、1カ月につき、かつ、通貨につき、20ポンド/30米ドル/30ユーロ）を上回る手数料の総額を取得した場合、手数料は、即時にパートナーに対して支払われなければならないものとする。最低限度の閾値の金額に関連した支払行列（マトリクス）は、要請に従い、他のあらゆる通貨を対象として利用可能であるものとする。疑義を避けるために明記する場合、一定の月において、かかる閾値の金額を下回って取得された手数料は、その翌月に対して繰り越されるものとする。

5.4 第5条の第3項に従い、パートナーは、下記の事項について明示的に承認し、合意する。すなわち、パートナーが、資金を引き出さない、または、プラットフォームを通じて、Partnerizeがパートナーに対して電子的な送金を行うために十分な情報を提供しない場合、下記の手続きが適用されるものとする。

(a) (i) パートナーが、12カ月の連続的な期間内において、当該プラットフォーム内での追跡および記録に従い、いかなる手数料も生じなかった場合、ならびに、(ii) 当該資金が利用可能となった日付から12カ月以内において、パートナーが、自己請求の作成を怠る場合、更に当該資金の引き出しを怠る場合、本件のパートナーの口座は、即時に休眠の状態（以下「休眠口座」と呼称する）として分類されるとともに、下記の第5条、第4項 (t) の中で詳細に規定されるように、管理費用の対象となる可能性があるものとする。

(b) Partnerizeは、この文書の中で規定される予定表に従い、Partnerizeの当時の一般的な料金に基づいて、休眠口座の管理を目的とした手数料（以下「管理費用」と呼称する）を課す権利を留保する。下記の管理費用の予定表に従い、管理費用は、パートナーの口座が休眠口座として見なされた時点から、遡及的に、更に、以降において、毎月後払い方式により、パートナーの口座残高から差し引かれるものとする。

管理費用の予定表：管理費用は、下記のように算出されるものとする。

a) 口座残高の総額が、換算に基づいて、100米ドルを上回る場合、(i) 50米ドル、または(ii) 未払残高の10%に相当する金額において、上記のいずれかの低額の方の金額が、月間費用として課されるものとする。b) 口座残高の総額が、換算に基づいて、100米ドルを下回る場合、10米ドルが、月間費用として課されるものとする。これに加えて、c) 口座残高の総額が、換算に基づいて、10米ドルを下回る場合、あるいは、当該口座が、24カ月の連続的な期間に亘り、継続的に休止/休眠の状態である場合、残高の全額に相当する金額が、管理費用として課されるものとする。注記（等）：本件のパートナーの口座残高が1米ドル以下である場合、管理費用は、一切課されないものとする。

米ドル（USD）は、パートナーの手数を算出するために利用される通貨が異なる場合であっても、当該管理費用を算出するために利用される標準的な貨幣価値であるものとする。

5.5 パートナーが非倫理的行為（以下に定義）に関与した場合、Partnerize は、非倫理的行為の結果である、またはこれに関係すると判断される承認済みトランザクションに関して支払われた資金の返還を請求する権利を有するものとするが、これにより Partnerize が有する他の救済手段に影響を及ぼすことはない。過払い、誤払い、詐欺的な行為の結果としての支払又は詐欺的行為が関係する支払等、支払が正当化できないコミッションがパートナーに支払われている場合、Partnerize は当該コミッションを回収する権利を有するものとする。 Partnerize は、回収及びそのための返済の条件に関してパートナーと協議を行うものとする。

5.6 Partnerize 又は関連会社（以下に定義）に適用ある全ての法律、規制又は行政機関の命令ないし指導に従うため、Partnerize は次の何れかが国際的制裁措置の対象国内にある場合、パートナーに対する支払いを留保する権利を有するものとする。

- (i) 請求先住所
- (ii) 銀行口座
- (iii) IP アドレス

(iv) 取引上の住所

5.7 グローバルキャンペーン等で請求につき特殊な扱いが必要な場合、Partnerize がパートナーに代わって日本の消費税の請求書を作成する場合があるものとする。パートナーは、自らの課税上の地位に関する最新情報（税務署等への届出状況、住所、組織名、適格請求書発行事業者登録番号等を含む）を Partnerize に提供し、パートナーのプラットフォーム内の支払情報が常に正確なものに維持されるようにしなければならない。

5.8 前項の場合、パートナーは以下の事項に同意するものとする。

5.8.1 獲得したコミッションに対する日本の消費税の請求書を発行しないこと。

5.8.2 Partnerize がパートナーに代わって日本の消費税の請求書を作成する場合のあること。

5.9 パートナーが Partnerize に誤った銀行情報を提供した場合、Partnerize は誤払い又はコミッションの取戻しについて責任を負わないものとする。

5.10 パートナーへの資金の送金に対して銀行手数料が発生する場合、Partnerize は当該手数料の支払いをパートナーに負担させる権利を有する。

5.11 パートナーが、キャンペーンの追跡に使用された通貨以外の通貨での支払いを求める場合、Partnerize は、合理的な市場の為替レートを使って、広告主が元の通貨で支払ったコミッションを、求められた通貨に換算するものとする。

6. パートナーによる保証

6.1 パートナーは、Partnerize に対し以下の事項を表明し、保証し、かつ約束するものとする。

(a) 本契約の承諾並びに本契約上の義務の履行が、パートナーが当事者として又はその他の形で拘束されるいかなる契約にも違反せず、将来においても違反しないこと。

(b) パートナーが本契約を通じて、又は本契約に関連して Partnerize、広告主、ユーザー及びその他の当事者に提供する全ての情報及びデータが、正しく、正確で、最新で、誤解を招くものではないこと。

(c) 本サイト並びに本サービス及び関連する広告主ネットワークを通じた、又はこれに関連したパートナーの活動が、適宜改正、延長又は強化される有効な個人情報保護法その他のデータ保護法制、適用ある贈収賄防止及び汚職関連法制、並びに適用あるその他一切の法律、規制及び行動規範を遵守したものであること。パートナーが、本契約に関連して贈収賄又は個人情報保護法その他のデータ保護法制その他の法令、規則及び適用あるガイドラインの違反を認識した場合、速やかに Partnerize に通知し、合理的な指示に従うこと。

(d) キャンペーンのプロモーションに際して、常にパートナー・ガイドライン及び業界のベストプラクティスに従うこと。

(e) 自らの本サイト、並びに Partnerize の本サービス及び関連する広告主ネットワークを通じた、又は関連した自らの活動が、マルウェア又はその他同等若しくは類似のコード若しくは素材を含まず、それらを送信せず又はその他の形でそれらを伴うものではないこと。

- (f) キャンペーンのプロモーションに際して業界のベストプラクティスに従い、本サイトの各ページ内に、自らのプライバシーポリシーへのリンクを明確で目につきやすい形で設置すること。また、かかるプライバシーポリシーが、個人情報保護法その他のデータ保護法制等、適用ある法令を遵守したものとなること。
- (g) 適用ある法律、規制又は行動規範により求められる範囲及び方法で、広告主との取引関係をユーザーに開示すること。
- (h) 使用する知的財産が、いかなる第三者の権利も侵害せず（猥褻または中傷的なものによる侵害、又は著作権、商標若しくはその他の財産権の侵害等を含む）、将来においても侵害しないこと。
- (i) パートナーのキャンペーンへの参加が、事業の一環として引き受けられたものであること。

7. データ（個人情報）保護

7.1 Partnerize は、以下の目的及び条件でのみ、パートナーの個人情報を利用するものとする。

- (a) 本契約に定められたパートナーに対する義務を履行する場合（本サービスの提供に必要な範囲で利用すること、本サービスのためにパートナーを登録すること、広告主（その候補者、代理店を含む）に対する本サービスに関連する連絡及びマーケティングを行うこと、顧客からのコミッションの受領及びパートナーに対するコミッションの支払に関連して利用すること等）
- (b) 規制当局又は法律により求められた場合
- (c) 第 14 条第 3 項に従う場合
- (d) Partnerize のウェブサイト上で適宜公開される Partnerize のプライバシーポリシーに従う場合
- (e) Partnerize または広告主のマーケティングに関連するメッセージを送信する場合

7.2 Partnerize は、広告主のマーケティングの努力のパフォーマンスを追跡するため、及びトラッキングの発生元となったパートナーを識別するために（以下、「本件目的」という）、広告主に代わってユーザーの個人情報を処理し、トラッキングコードや Cookie を使用するものとする。パートナーは、Partnerize 及び広告主が適用ある法律を遵守して、このようなトラッキングコード、Cookie の使用及び処理を行うために、パートナーが必要な開示を実施し、ユーザーから同意を得ることが必要条件であることを確認し、これに同意するものとする。このような法令遵守を確実なものとするため、パートナーは、ユーザーに関して、Partnerize が本件目的に沿って行う以下の行為のために必要な全ての開示を行い、これに対する全ての必要な同意を得るものとする。Partnerize は、パートナーによる本項及び 3 項の違反につきユーザーに対する責任を含む一切の責任を負わないものとする。

- (a) トラッキングコードまたは Cookie の利用
- (b) ユーザーの IP アドレス及びブラウザの詳細情報の収集
- (c) ユーザーによるリンクのクリック及びその後の購入に関するデータを含む、ユーザーの個人情報の利用

(d) 広告主、並びに Partnerize 及び英国及び米国等の国外にある Partnerize の親会社を含む関連会社に対するユーザーの個人情報の開示

(e) ユーザーが居住する国外へのユーザーの個人情報の送信

7.3 パートナーは、Partnerize との間でユーザーの個人情報の処理に関する契約を締結していない限り、匿名加工情報のみを Partnerize に渡すものとする。

7.4 Partnerize は、この第7条に記載される目的でパートナーより取得した個人情報を Partnerize の英国の親会社(Performance Horizon Group Limited)及び米国等の関連会社(Performance Horizon Group, Inc.)に移転できるものとし、パートナーはこれに同意する。

7.5 Partnerize は、個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等または第三者提供の停止の要望があった場合は、個人情報保護法で認められる条件に応じ、かつ所定の手続で、すみやかにこれに対応する。

7.6 Partnerize は、本サービスの提供に必要な範囲で第三者に個人情報の取扱いを委託する場合があるが、この場合 Partnerize は、適切な委託先を選定し、合理的な内容の委託契約を締結し、委託先における個人情報の取扱状況を把握し、法令に従って委託先を監督し、必要な安全管理措置を実施するものとする。現在 Partnerize は、本項にしたがってデータ保管の目的でドイツ法人である Performance Horizon GmbH に個人情報の取扱いの委託を行っている。

8. パートナーによる補償

8.1 パートナーは、本契約により、次の各号の結果として生じる一切の費用、請求、クレーム、行政処分及び賠償責任（合理的な弁護士費用を含む）について、Partnerize、Partnerize の関連会社、及び Partnerize の広告主（各々の取締役、従業員及び代理人を含む）を完全かつ効果的に補償することを確約する。

(a) 本サイトの内容

(b) 本契約に対する違反

(c) Partnerize が、個人データの処理に関してパートナーからの指示に従ったこと

(d) ユーザーによる本サイトの利用に関連する、Partnerize 又は広告主に対するその他一切の請求（本補償の範囲内にある事項を「本件請求」という）

8.2 Partnerize は、本件請求に関してパートナーに通知を行い、かかる請求に関するパートナーの指示を合理的な範囲で考慮し対応するものとする。

8.3 本契約の第12条第2項は、本条には適用されないものとする。

9 Partnerize による保証

9.1 Partnerize は、パートナーに対し、次のことを保証し及び約束するものとする。

(a) 本契約を締結し、本契約により必要となる行為を行うための法人としての完全なる権利、権能及び権限を有すること。

(b) 本契約の締結、並びに本契約に基づく義務の履行が、自らが当事者又はその他の形で拘束される

一切の契約に違反せず、将来においても違反しないこと。

(c) 本サービスを通じた、又はこれに関連した Partnerize の活動が、適宜改正、制定、延長又は強化される有効な個人情報保護法その他のデータ保護法制、適用ある贈収賄防止及び汚職関連法制、並びに適用あるその他一切の法律、規制及び行動規範を遵守したものであること。Partnerize が、本契約に関連して贈収賄又は個人情報保護法その他のデータ保護法制違反を認識した場合、速やかにパートナーに通知すること。

(d) パートナーによる Partnerize の知的財産の利用が、いかなる第三者の知的財産又はその他の権利を侵害しないこと。

10 免責

10.1 パートナーは、本サービスが「現状有姿のまま」提供されること、並びに本サービスの機能、利用可能性、若しくは稼働時間に関して、又は本サービスがパートナーの特定の要件に適合していること、若しくはパートナーが当該本サービスを利用した結果としてパートナーに一定の収入若しくはビジネスが発生することについて、明示又は黙示の保証を含め、Partnerize が一切保証しないことを確認し、これに同意するものとする。

11 契約期間、契約の終了、契約の停止

11.1 本契約は発効日より効力を発生し、本契約の条項に従って終了となるまで効力を有するものとする。

11.2 いずれの当事者も、以下の条件に従い本契約を解除することができるものとする。

(a) 次の場合は、他方当事者に対する書面による通知をなすことで、随時本契約を解除することができる。

(i) 他方当事者による重大な本契約違反があった場合

(ii) 他方当事者が解散を決議した場合、若しくは管轄権ある裁判所が他方当事者の解散を命じた場合、又は他方当事者の事業若しくは資産のいずれかの部分について管財人・管理人が選任された場合。

(iii) 他方当事者が、破産法に定める支払不能ないし債務超過となった場合（会社更生法、民事再生法その他類似の法令での同様な場合を含む）、又は他の国において他方当事者に関して類似の状況が発生した場合。

(b) その他の場合、理由なしに、通知をもって直ちに本契約を解除することができる。

11.3 パートナーが非倫理的行為に関与した場合、又は本契約の第6条、第7条又は第14条に違反した場合、Partnerize は直ちに通知なしに本契約を解除できるものとする。

11.4 パートナーが非倫理的行為に関与していると Partnerize が判断する場合等、Partnerize、Partnerize の関連会社、広告主又はユーザーを損害、損失又は賠償責任から保護するために Partnerize が必要であると判断する場合、Partnerize は本サービスの提供若しくはパートナーのキャンペーンへの参加を停止させるか、リンクを無効にすることができるものとする。

11.5 Partnerize が第 11 条第 4 項に基づく停止権を行使する場合、Partnerize は、現実的に可能な範囲でできるだけ速やかにパートナーに通知し、停止理由が解消したと判断でき次第、本サービスの提供やパートナーのキャンペーンへの参加を再開するものとする。

11.6 かかる停止期間中、Partnerize は第 14 条で定める Partnerize の義務を除き、パートナーに対する全ての責任及び義務（支払義務を含むが、これに限定されるものではない）から免除されるものとする。なお、停止が解除され、その後パートナーに Partnerize ネットワークへのアクセス権が再度付与されたか否かにかかわらず、パートナーは停止期間中に関して、Partnerize からコミッション、補償又はその他の形の支払いを受ける権利を一切有しないものとする。

12 責任の制限

12.1 本契約のいずれの規定も、死亡、人身傷害又は悪意による不実表示を原因とする、又はそこから生じる損失又は損害に対するいずれかの当事者の責任を制限又は排除するものではない。

12.2 上記第 8 条を除き、いずれの当事者も、本契約の結果として、又はこれに関連して生じる逸失利益又は間接損害、付随的損害若しくは結果的損害について、それが契約違反、過失、又はその他のいかなる原因に起因して生じたかにかかわらず、たとえ当該当事者がかかる損害発生の可能性を知らされていた場合であっても、他方当事者に対して賠償責任を負わないものとする。

12.3 Partnerize による本契約の条項違反によりパートナーが被った直接的損害に関する、Partnerize のパートナーに対する賠償責任の上限は、賠償責任を生じさせた事象から遡った 3 か月間にパートナーが受け取った、又はパートナーに当然支払われるべきコミッションの金額を超えないものとする。

12.4 第 6 条第 1 項 g 号、第 6 条第 1 項 h 号、第 7 条及び第 14 条を除き、パートナーによる本契約の条項違反により Partnerize が被った直接的損害に関する、パートナーの Partnerize に対する賠償責任は、賠償責任を生じさせた事象から遡った 12 か月間にパートナーが受け取った、又はパートナーに当然支払われるべきコミッションの金額と \$500,000 のうち、大きい方の金額を上限とする。

13 紛争及び通知

13.1 両当事者は、正当な理由ある紛争を解決するため、商業的に合理的な努力を行うものとする。

13.2 本契約に基づく通知は全て書面（電子メールを含む）によるものとし、宅配便で送られた場合は受け取った時点、料金前払いの速達郵便の場合は投函日の 2 営業日後、電子メールで送信された場合は送信後直ちに、プラットフォーム内に掲載された場合は掲載後直ちに、通知がなされたものとみなす。

13.3 通知は、以下(a)または (b)の住所宛に配達、投函または以下(c)の電子メールアドレスに送信、もしくはプラットフォーム内の所定の場所に掲載されるものとする。

(a) Partnerize 宛の場合は、上記の住所又はパートナーに通知されたその他の住所

(b) パートナー宛の場合は、プラットフォーム内でパートナーにより提供された住所

(c) 何れの場合も通知用に登録された電子メールアドレス

14 守秘義務

14.1 両当事者は、本契約に基づく自社の義務を履行するために他方当事者の機密情報へのアクセスが必要で、本条に従うことに個別に同意した自社の従業員又は代理人以外の者に当該機密情報が漏洩することを防ぐために、合理的な措置を講じるものとする。かかる義務は、本契約の終了にかかわらず存続するものとする。

14.2 いずれの当事者も、法律上開示義務を負う範囲内で、機密情報を他方当事者の同意なしに開示することができる。

14.3 第14条第1項の規定にかかわらず、また、第7条第2項に従い、次のいずれかの条件を満たす場合、パートナーは、Partnerize が本サービスを提供するために必要であると Partnerize が合理的に判断する機密情報（パートナーの個人情報を含む）を、関連する広告主又は任意の関連会社に開示できることを確認する。

a) パートナーが、広告主ネットワーク参加の承認申請を行った場合

b) パートナーが、広告主のキャンペーンに参加している場合

パートナーは、Partnerize に異議申し立ての通知を行うことにより、かかる開示について随時異議を申し立てることができる。

14.4 両当事者は、他方当事者による公表する資料の事前承認を条件として、当事者の関係を公表することができる。他方当事者はかかる承認を不当に留保したり、遅延させないものとする。

15 不可抗力

15.1 天変地異、疫病の流行、政府の行為、ストライキ又は戦争等、当事者の合理的な支配が及ばず、当事者の合理的な注意により克服不可能な原因または条件の結果として生じる本契約の不履行又は履行遅滞については、いずれの当事者も責任を負わず、また、これを理由として本契約違反とみなされることはないものとする。

16 雑則

16.1 いずれかの当事者が、他方当事者に本契約の条項の履行を要求または強制しないこと、又は本契約に基づく権利を行使しないことをもって、当該当事者が、その状況又はその他の状況において、当該条項又は権利を主張又は信頼する権利を放棄したものと解釈されないものとする。

16.2 本契約（プライバシーポリシーを含む）は、両当事者間の完全なる合意を構成し、それが過失によるか、その他（悪意による不実表示を除く）によるかを問わず、当事者による本契約の主題に関連する従前の全ての同意、声明及び表明に優先する。

16.3 本契約に明示的に規定される場合を除き、本契約の当事者でない者（自然人又は法人）は、本契約のいかなる条項も強制する権利を有しない。

16.4 パートナーは、Partnerize の書面による事前同意なしに、本契約又は本契約に基づく権利、利益若しくは義務を譲渡してはならない。Partnerize は、本契約又は本契約に基づく権利、利益若しくは義務を、親会社、関連会社、又は吸収合併、新設合併、若しくは本契約に関連する Partnerize の全て又は実質的に全ての事業及び資産の取得により Partnerize の後継者となった者等、任意の第

三者に制限なく譲渡することができる。

16.5 キャンペーン利用規約と本契約との間に齟齬がある場合は、その範囲でのみ本契約が優先するものとする。

16.6 本契約のいずれかの条項が何らかの点で無効若しくは違法である場合、又は無効若しくは違法となった場合、当該条項は本契約から分離されたものとみなされるが、残りの条項の有効性、適法性及び執行可能性には影響を及ぼさないものとする。

16.7 本契約の各条項の見出しは便宜上付されているものであり、その解釈に影響を及ぼすものではない。

16.8 いずれの当事者も、第三者との契約をもって他方当事者を拘束する権利、自らが他方当事者の代理人、パートナー若しくはジョイントベンチャーであると称する権利、及び他方当事者に代わって義務若しくは賠償責任を負う権利を有しないものとする。

16.9 本契約の終了（理由の如何を問わない）は、かかる終了後に効力を生じる、又は効力を持ち続けると明示的または黙示的に規定された条項又は義務を終了させるものではなく、両当事者の成立済みの権利及び賠償責任、並びにその他の救済措置に影響を及ぼすものではない。

16.10 本契約は日本の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約より生じる、又は本契約に関連して生じる両当事者間の全ての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従い、東京を仲裁地として、3名の仲裁人により最終的に解決されるものとする。

17 更新

17.1 Partnerize は、プラットフォーム上に改定版を公開することにより、本契約を適宜更新することができる。

17.2 Partnerize は、本契約の更新前に、電子メール、プラットフォーム又はその他適切な方法を通じて、パートナーに通知を行うものとする。

17.3 本契約の更新日の後に、パートナーが引き続き本サービスを使用したり、キャンペーンに参加し続けた場合、パートナーは改定後の条項に拘束されることを受諾したものとみなされる。

17.4 パートナーは、本規約について提案された更新の内容に同意できない場合、直ちに Partnerize に通知するとともに、Partnerize の指示に従って、以下の義務を負うものとする。

(a) その時点で有効なキャンペーンにさらに参加することを中止すること。

(b) Partnerize が指示する期間、その時点で有効なキャンペーンへの参加を継続することに同意すること。

18. 定義

本契約において、以下の用語は次の意味を持つものとする。

「広告主」とは、キャンペーンを実行する目的でシステムを利用するために、Partnerize と契約

を締結した第三者を意味する。

「広告主ネットワーク」とは、パートナーが、本サイトを通じて広告主の商品及びサービスをユーザーに広告及び宣伝するために利用する、広告主所有のネットワークを意味する。

「承認済みトランザクション」とは、広告主により承認されたトランザクションを意味する。

「関連会社」とは、Partnerize の親会社、及び Partnerize の親会社の他の子会社を意味する。

「キャンペーン」とは、キャンペーン利用規約に明示された、広告主の商品及びサービスの商業的オファーまたは商業的オファーの組み合わせを意味する。

「キャンペーン利用規約」（「プログラム説明書」とも呼ばれる）とは、キャンペーンの主たる条件を明示した規約を意味し、広告主の会社概要、コミッション額、Cookie の有効期間、特定の条件及びその他の関連情報等を含む場合がある。

「手数料」とは、パートナーおよび広告業者の間における合意に従い、承認済みの商取引に関連して、パートナーに対して支払われなければならない全ての報酬を意味する（疑義を避けるために明記する場合、賞与の支払いが含まれるものとする）。

「休眠口座」とは、第5条、第4項（a）の中で定義される意味を有するものとする。

「機密情報」とは、本契約並びに本契約期間中に一方当事者が他方当事者より提供された又は取得した、書面、画像又は口頭による通信及び情報、その他全ての電子的又はその他の形の素材、及び本契約に基づく義務の履行中に一方当事者が他方当事者より提供された又は取得した全ての情報、レポート、図面、推奨事項、データ又はアドバイスを意味し、また（これらに限らず）その情報源の如何を問わず、一方当事者が提供された又は取得した、他方当事者の、又は Partnerize の場合は Partnerize の関連会社、提携会社、ジョイントベンチャー、広告主若しくは仕事関係者の、企業秘密、顧客、ビジネス関係、技術的及び商業的事項に関するあらゆる情報を含むものとする。

「データ保護法制」とは、個人情報保護法及び Data Protection Act 1998（1998 年データ保護法）、Data Protection Directive（95/46/EC）（データ保護指令）、Electronic Communications Data Protection Directive（2002/58/EC）（プライバシー及び電気通信に関する指令）、Privacy and Electronic Communications（EC Directive）Regulations 2003（SI 2426/2003）（2003 年プライバシー及び電子通信（EC 指令）規則）、並びに個人情報及びプライバシーの処理に関して適用される全ての法律及び規制を意味し、該当する場合は、情報コミッショナー又はその他該当の監督官庁が発行するガイダンス及び実務規範、該当法域において上記に相当するもの、並びに上記に優先するあらゆる法制を含む（なお、Regulation（EU）2016/679（General Data Protection Regulation）（EU 一般データ保護規則）もここに含まれる）。

「発効日」とは、パートナーが本契約に署名した日を意味し、パートナーが広告主ネットワークに登録したことを示す Partnerize の記録により証明される。

「知的財産」とは、登録の有無にかかわらず、特許、意匠権、商標、屋号若しくはドメイン名、電子メールアドレス、著作権（字体の配置、ウェブサイト、又はソフトウェアに対する権利を含む）、並びに上記の登録申請若しくは上記を登録申請する権利、上記のいずれかに対する、若しくは基づくライセンス、発明、ノウハウ、営業秘密及びその他の機密情報に対する権利、データベースに対する権利、及びその他のあらゆる知的財産権で、世界のいずれかの場所で現在又は将来存続するものを意味する。

「リンク」とは、サイトに実装するために Partnerize がパートナーに提供するリンクで、ユーザーがクリックした際に、次のことを識別するものを意味する。

- (a) ユーザーがパートナーによって紹介されたこと
- (b) ユーザーが参加しているキャンペーン

「マルウェア」とは、コンピューターシステムに損害を与えるため、若しくはその他の有害な動作を行うため、又はコンピューター若しくはモバイル機器の運用を妨害するために開発されたソフトウェアプログラムを意味する。

「両当事者」とは、パートナー及び Partnerize を意味し、「当事者」はパートナー及び Partnerize のいずれかを意味する。

「個人情報」とは、個人情報保護法で定義される意味での個人情報を意味する。

「パートナー・ガイドライン」とは、本契約の附則で定めるガイドラインを意味する。

「プラットフォーム」とは、<http://console.partnerize.com/> の URL（または Partnerize が適宜通知するその他の URL）からアクセス可能な、Partnerize のパフォーマンス・マーケティング技術及びレポーティングのためのインターフェースを意味する。

「紹介」とは、キャンペーンの一環として行われる、パートナーから広告主へのユーザーの推薦又は紹介で、承認済みトランザクションにつながる可能性があるものを意味する。

「本サービス」とは、Partnerize による、パートナーに対するプラットフォームへのアクセスの提供を意味する。

「本サイト」とは、パートナーのウェブサイト、ブログ、フォーラム、バウチャーコード、電子メール リスト、又はユーザーを広告主に紹介するために設計された、若しくはユーザーを広告主に紹介することを意図したその他の仕組みを意味する。

「契約期間」とは、発効日に始まり、契約終了の日まで継続する、本契約の期間を意味する。

「トランザクション」とは、本サービスの一部として記録される、ユーザーに対する広告主の商品若しくはサービスの販売若しくは提供、又は該当するキャンペーン利用規約（またはキャンペーン詳細）で定義される、広告主の商品若しくはサービスの紹介、またはその他のユーザーとのインタラクションを意味する。

「非倫理的行為」とは、附則の第 1 条に定める意味を有するものとする。

「ユーザー」とは、広告主の商品又はサービスに関して、購入、申請、問い合わせ、又はその他の行動を取る個人消費者を意味する。

附則

パートナー・ガイドライン

1. 各パートナーは、詐欺的、非倫理的、若しくは違法な活動、Partnerize、広告主、ユーザーに対して透明性のない、若しくは最善の利益とならない活動、又は本契約、本件サービス、若しくは本契約で定める支払い条件を意図的に若しくは意図せずに誤用若しくは回避する活動（「非倫理的行為」

という) に関与しないことを、Partnerize に保証する。非倫理的行為の例には以下のものが含まれるが、これらに限定されるものではない。

1.1. パートナーのために金銭的利益を生み出す目的で、不正なソフトウェア（サードパーティ製か否かを問わない）を使用すること。

1.2. Partnerize や広告主の事前承認を得ることなく、有料検索、又はキーワードをベースとしたその他の第三者広告システムにおいて、法的に使用が制限されたキーワードに入札すること。

1.3. ユーザーの誤解を招くような方法で、又はユーザーが自らの行為の帰結を完全に理解しないまま リンクをクリックする誘因が存在するような場所に、リンクを実装すること。例えば、後にパートナーのリンク（「強制リンク」という）の所有者の売上となる可能性のある Cookie を有効にすること、又はその他不誠実な形で、広告主へのリンクを発生させること、若しくは有効にすること。

1.4 迷惑メールによるプロモーション

1.5. パートナーのリンクに対するクリック行為を偽装し、その結果、ユーザーの機器に Cookie が保存され、それが後に当該パートナーの売上につながる可能性があること

1.6 名誉棄損、中傷、猥褻、ポルノ、侮辱、詐欺、又は法律違反のコンテンツを含むコンテンツを、サイト上で宣伝、配布又はその他の方法で公開すること。

2. 本条の各項は、そのサイトに電子メールリストが含まれるパートナー（以下、「Eメールパートナー」という）に適用される。Eメールパートナーは、以下の義務を負うものとする。

2.1 個人情報保護に関連する法令及びその他の適用される法律に従って、当該リストを作成、提供及び運用すること。

2.2. 広告主に代わってユーザーにプロモーションメールを送信する前に、Partnerize の承認を得ること。

2.3. Partnerize の要請に応じて、Eメールパートナーが使用を提案しているプロモーションメールの例を速やかに提供すること。

2.4. Partnerize の要請に応じて、電子メールアドレスのリスト又はデータベースの出所と入手先に関する完全なる開示を速やかに行うこと。この開示には、それらが適切に購入又はライセンス供与されたことの十分な証拠、それらが誰から購入又はライセンス供与されたかの詳細情報、並びにそれらが個人情報保護に関連する法令及びその他の適用される法律に従って作成、提供及び運用されたことを証明する詳細情報の提供が含まれる。

3. 各パートナーは、プラットフォーム及びキャンペーンへのアクセス管理に使用されるログイン情報、リンク及びその他のデータの機密性を保護及び維持し、パートナーの知らないうちに第三者がパートナーの情報を変更できないようにする。

4. 各パートナーは、プラットフォームを通じた登録プロセスの一環として、トランザクションのトラッキングに使用する URL を明示しなければならない（以下、「認定 URL」という）。Partnerize は、認定 URL 以外を経由するトランザクションを無視し、それらに関するコミッションを留保することができる。パートナーは、プラットフォームを通じて、適宜、URL を追加又は変更することができる。

できるが、かかる URL は、Partnerize により認定 URL と認められてはじめて運用可能となる。

5. Partnerize は、パートナーがどこでどのように自己の本サイトをプロモーションしているかを示す情報を、パートナーに適宜要求することができ、パートナーは、当該情報を Partnerize に速やかに提供するものとする。

6. パートナー又はユーザーが、紹介手段を確認するテクノロジーを無効にするようシステムを設定した場合、Partnerize はそのユーザーを、いかなるパートナーの紹介も受けていないものとして取り扱う。

7. プラットフォーム内の情報は全て、常に完全かつ正確でなければならない。Partnerize は、パートナーの身元の証明をいつでも要求する権利を留保する。パートナーが、Partnerize の定める期間内にこれを提供しない場合、Partnerize は直ちに通知を行うことにより本契約を終了することができる。